

令和元年7月22日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・令和元年7月22日（月） 午後2時33分 ～ 午後3時35分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長	安 福 正 寿	事務局職員	
委員	稲 本 正	副教育長	内 木 禎
委員	野 原 正 美	教育次長	堀 貴 雄
委員	森 口 祐 子	義務教育総括監	古 田 秀 人
委員	竹 中 裕 紀	総合教育センター長兼学校支援課長	坂 井 和 裕
委員	近 藤 恵 里	教育総務課長	平 野 孝 之
		教育総務課教育主管（高校）	高 橋 宗 彦
		教育総務課教育主管（義務）	香 田 静 夫
		教育管理課長	山 田 育 康
		教育財務課長	柴 田 雅 道
		教職員課長	中 村 徹 平
		教職員課福利厚生室長	若 野 明
		教育研修課長	長 屋 秀 樹
		学校安全課長	鈴 木 健
		学校安全課生徒指導企画監	石 神 政 幸
		学校安全課生徒指導企画監	神 谷 憲 一
		体育健康課長	狩 野 靖
		学校支援課教育主管（義務）	服 部 晃 幸
		特別支援教育課長	青 山 孝

3 議事日程等

報第1号、議第1号、議第2号及び議第3号について非公開とすることを決定。

4 会議録

令和元年6月7日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容
事務局報告（政策）	
（１）いじめ防止対策の再確認・再点検の実施について	
副 教 育 長	<p>岐阜市で発生した中学生の死亡事案の対応について報告する。岐阜市において中学3年生の男子生徒が亡くなられ、その背景にいじめがあるとして、現在、第三者委員会が設置され、調査・検証が行われるという大変重大な事案が発生している。県教育委員会としても、身近なところで起きた大変痛ましい重大な事案であることから、今回の事案を踏まえ、去る12日に県立高校、特別支援学校の校長に対し、いじめの早期発見・対処について、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針に基づき、組織的かつ的確に実施されるよう、学校内でこれらのルールに則った体制・対応の在り方について再確認・再点検を実施するように徹底をしたところである。その際に説明に用いたのが、「いじめ防止対策推進法に基づく対応について」と題する資料である。改めて内容を確認すべきであると考えお示しした資料であり、法律の基本理念や、中心的役割を担う学校や教職員の責務が記載されている。資料13頁には、正確な理解のもとに進めていく必要がある「いじめの定義」を掲げ、資料14頁以降には、これらを踏まえた学校においてとるべき措置について具体的にお示ししている。とりわけ重要なのは、「いじめの疑いのある情報をキャッチしたときは、すべて必ず管理職等に報告し、共有すること」、「いじめの有無の判断や対応方針の決定は、必ず学校全体で行う必要がある」ということである。改めて、いじめ防止対策推進法やこれに基づいて学校ごとに設置されている基本方針のルールを再確認するとともに、一人一人の教職員が具体的な行動につなげられるよう強く意識付けすることについても要請したところである。また、同様の内容について、教育事務所長を通じて各市町村教育委員会にも徹底を図っている。こうした結果についても、しっかりとフォローをして、対策に万全を期すように取り組んでいきたいと考えている。</p>
竹 中 委 員	<p>岐阜市で発生した事案であり、基本的な指導を行うとのことだが、県として岐阜市で発生した事案にどの程度関わることができるのか。</p>
副 教 育 長	<p>今回の事案については、市町村立学校で発生したため、学校設置者である市町村教育委員会が対応を行うことになっている。そのため、基本的には市町村教育委員会において、いじめ防止対策推進法に基づく第三者の検証委員会である、いじめ防止検討委員会という組織を設けて検証を行う。その結果をふまえて、更なる再発防止策を市として基本的な枠組みの中で対応を行うことになる。県としては、このような市における取り組みをしっかりとフォローし、具体的に助言・支援が今後必要であれば、法に則った対応も必要に応じて行っていく。県も市町村と同様に学校を設置する立場であるため、その他の小中学校を設置している市町村など、すべての学校に対して、先ほど申し上げた観点で、今回のような組織的な情報共有や判断が果たしてどうだったのかを検証し、同様の事案が生じないように、県立学校・市町村立学校に対し注意喚起の徹底を図ったところである。</p>
竹 中 委 員	<p>県と市の在り方や法律的なことについては理解した。資料14頁に、いじめに係る情報を認知した場合について記載されているが、今回の事案におけるマスコミの情報では、多くのいじめに関しての情報があっても関わらず、このような事案に至ったということは、現場ごとに温度差があるのではないかと感じた。バラバラで動くということは、法的な整備の基本的なところに問題があるという認識をもたなければならない。また、県として差がないように指導を行っていくとのことだが、どこまでカバーできるのかを</p>

ホームページ公開用

	見ていく必要があるのではないか。
副 教 育 長	今一度、再確認・再点検を基本的なルールや枠組みで学校ごとに行い、教職員一人一人にしっかり意識付けをしていただくよう要請したわけだが、その結果として各学校がどのような取り組みをするのかを検討するにあたり、フォローを行っていきたいと考えている。そうしたことを通じて、今回のような大変痛ましい事案が二度と起きないような取り組みを、県でできることは行っていくという姿勢で臨みたいと考えているところである。
森 口 委 員	学校の中での生徒間のいじめというのは、学校の現場では1番重く受け止めていくものだと思うが、夏休みに入り、教職員の目の届かない場所で、大人からの誘惑やいじめがあるかもしれない。私たちは、学校教育に関することしか声をあげることしかできないかもしれないが、ネットや携帯など、夏休み独自の警鐘が、プラスであると良いのではないか。
学 校 安 全 課 長	夏休みに入るにあたり、学校に対しての注意喚起は行っている。夏休み前には再度、24時間対応のSOSダイヤルといった相談機関の周知を徹底することや、今年度の夏休み終わりごろから9月にかけては、SNSによる相談窓口の設置も行っている。昨年度は12月に行ったが、今年度は夏休み終盤から学校が始まるのが辛いと感じている生徒向けにSNSを活用した相談窓口を設置しようと考えているところである。
竹 中 委 員	スピード感が重要となる。これから第三者委員会が調査にあたるが、調査が終わるまでに時間がかかる。その間、現場では、生徒たちにどのような説明をするのか。これから第三者委員会が動くとなると、調査をするのに何か月か時間を要し、それから結論出すことになると思うが、生徒間でどのような憶測を生み、どのような状態に陥るのか分からない。通常、教員が指導する場合には、すぐに方向性を出して指導を行うと思うが、それが全くできない状態なのか、もし、調査中のため、先生方にも箝口令がしかれて話すことが出来ない状況であれば、しっかりとした指導を行うことができるのかどうかなど、現場がどうなってしまうのかをよく見ておかなければならない。また、加害者と思われる生徒に対する措置についても、どのように扱うのかを管理しなければ現場が混乱してしまう。どのように管理をするのかについては、各市任せでは済まない気がするため、管理の仕方だけは、県としても考えなければならない。
学 校 安 全 課 長	当該中学については、生徒のメンタル的な部分が心配なため、県が出来ることとして現在スクールカウンセラーを派遣している。夏休みに入って暫くは、スクールカウンセラーを派遣しようと計画しており、夏休みが明ける前の学校休業中から夏休みが明けてからについても派遣をすることで、生徒のメンタルケアを図っていこうと考えているところである。
竹 中 委 員	先生方への指導として、教育ビジョンの基本的な考え方の中で、いじめの対応については周知・徹底されているはずだが、先生によって、認識に温度差がうまれている。今回、再度の周知・徹底をされているが、先生の認識の度合いを調査する方法が必要ではないか。どのようなやり方がよいかは分からないが、どの程度、周知・徹底をしているものなのか、どの程度理解をしているのかを、知る必要がある。今回の事案では、全く理解されていないか、非常に軽く扱われている可能性があるため、調査中に再発しないように早めに手を打つ必要があると感じた。
副 教 育 長	7月末を目途に、一定の再確認・再点検を各学校で行っていただくようお願いをしたところであり、その結果については、しっかりとフォローをしていきたいと考えている。その中で、各教職員がどの程度、法律の基本的な部分を踏まえて取り組みをしているのかについても再点検の内容の中に含まれているため、そういった中での確

	認・徹底をしていきたいと考えている。
教育次長	<p>県立学校については、事件後の7月12日に校長会が開催されたため、そこで教育長から今回の事案について触れていただき、副教育長からは20分程度、丁寧に話をしていただいた。併せて、私からは教員の立場として、情報を認知した場合の話をした。認知というのは人それぞれ異なっており、一律に徹底を行ったところで全ての教員が感度よく認知ができるのかどうかということに基づき、個々の教員の性質や認知能力を良く知るの所属長であることから、所属長に対して個々の教員に合う指導や徹底のお願いをした。単に一律に徹底をするのではなく、あくまで子どもの信号を受け取るのは生身の教員であるため、法律をしっかりと理解したうえで、正しく感じ取り、認知するという点についても指導したため、ご報告させていただく。</p>
近藤委員	<p>被害にあった学校の生徒に対するフォローや、心のケアをされているとのことだが、意見を聞くと、県と市町村での対応の難しさを感じた。心のケアに関しても、スクールカウンセラーを派遣するというのは、県の事業で行うものであり、夏休み始めと終盤に派遣するとのことだが、きちんとケアが行き届いたかどうかについても見ていただけると有難いと思う。というのも、事件・事故が急に起きた際に、急遽対応ができる臨床心理士は、現状いないと思う。中核都市は臨床心理士も多くいるため対応できると思うが、岐阜県では、その辺りが非常に難しい。しかし、様々な制度が整ってきたため、今回のようにスクールカウンセラーの派遣することが出来ており、10年以上前に瑞浪で起きた事案の時よりは、スムーズに行われるようになった。報道等にあるような、スクールカウンセラーや臨床心理士を派遣して終わりというような印象ではなく、担任の先生も対応して下さるとは思うが、声をあげられないでいる子どもに対して、外傷体験をそのまま放置しないでほしいと感じた。</p>
副教育長	<p>ご指摘についても、市町村立学校のニーズや、実際どのようにカウンセリングがされているのか、市町村の対応ができているのかについても教育事務所を通じて把握し、必要であれば連携しながら、対応していきたいと考えている。</p>
<p>(2) 県教育委員会における「働きやすい職場づくり」に向けた取組の実施結果について</p>	
教育管理課長	<p>「働きやすい職場づくり」に向けた取組の実施結果として、本年5月に行った取組について報告をするものである。資料23頁をご覧ください。この取組については、郡上特別支援学校講師の自死事案での和解において、ご遺族とお約束をした取組の一つとして、今年度から実施をしたものである。資料1の(1)職場研修では、弁護士によって平成29年度にとりまとめられた「調査報告書」の再発防止に向けての提言に沿って、コンプライアンス意識の向上や働き方改革プランの確実な実行など、職員一人一人が心がける点を確認する内容で、学校長などを講師とする形で実施した。また、5月が5月病に代表されるように、心身の不調を感じやすくなる時期であるため、何かあれば早めに相談することや、職場で相談しにくい場合には、外部や教育管理課の相談窓口が利用できることを確認した。(2)の意見交換では、(1)の職場研修を踏まえ、小グループに分かれて実施をしていただいた。主な意見としては、事案の再発防止を誓うものや、資料24頁の1番上の・(中点)にあるように、学校業務アシスタントや高機能印刷機の導入といった働き方改革の効果に関するものの意見が出された。続いて、(3)の人事評価面談では、管理職との面談時にエントリーシートによって、ハラスメントの有無に関して聞き取りを行うとともに、今回は特に、疲労蓄積度のチェックを各教職員に行っていただき、それぞれの心身の状況を確認した。続いて、今回の結果に合わせ行った県教育委員会における取組として、(1)については、ハラスメント等の事案に迅速かつ的確に対処するため、相談対応マニュアルを新たに作成し周知を図ったものである。その他には、メールマガジンの配信などによる啓発や、県総合教育センターで行う研修講座でのPRなども実施している。続いて、資料25頁の(5)学校訪問では、勤務時間の把握状況や働き方改革プランの効</p>

	<p>果、あるいは課題などについて学校現場の実態を把握するため、教職員や管理職などから聞き取りを行っているものである。働き方改革の効果として、部活動や留守番電話の導入、学校業務アシスタントの効果などが挙げられている。また、今後の課題としては、保護者の期待との調整、部活動の外部人材の確保などが挙げられている。学校訪問は、5月の取組以降、現在も継続をしており、引き続き学校現場の現状や課題を整理しながら次期の働き方改革プランの策定につなげていきたいと考えている。最後に、市町村教育委員会への働きかけについては、勤務時間の確実な管理とともに、5月の取組を紹介し、市町村教育委員会においても働きやすい職場づくりを進めるよう、働きかけを行ったものである。</p>
竹中委員	<p>働き方改革については、県立学校では、実行面で、かなり成果を上げつつあると思うが、市町村との連携についてはどのようになっているのか。</p>
教育管理課長	<p>働き方改革プランの整理の中では、特に市町村教育委員会に向けた取組として、重点3項目を設けている。極めて基礎的な部分ではあるが、1点目は、勤務時間の正確な把握である。2点目は、把握をする中で過労死ラインといわれる、時間外勤務が月80時間を超えている教職員を丁寧に見て心身の不調をチェックすることである。これは労働安全衛生管理者の責務ということもあるが、80時間越えの教員の心身の健康の把握をするものである。3点目は部活動の関係で、適切な休養日等の設定を行うものであり、ガイドラインに基づく部活動を推進していく。この3点を基礎として全ての市町村で取り組んでいただくように、働き方改革プランの中に盛り込み、取組を促しているところである。午前中、森口委員も出席された、市町村教育長との意見交換に同席させていただいたが、市町村の実際の動きとして、この働き方改革プランの重点3項目を基礎としていただいているケースが多いと感じた。</p>
竹中委員	<p>資料にもあるように、職場でのサポート体制や部活でのサポート、職場環境、高速コピー機の導入など、全てのものがあってこそ、初めて現場は、重点3項目を取組むことができ、単に80時間を切れと働きかけたり、把握だけをしたりしてもなかなか進まない。市町村の対応がばらばらである現状であれば、その現状を認識したうえで、各市町村がスケジュールをどう擦り合わせていくかを、少しずつ考えていかなければならない。</p>
教育管理課長	<p>ご指摘があった中で、部活動の外部人材の支援については、県立学校でも順次導入をしているところであるが、市町村の中学校向けの人材として、中学校部活動指導員を導入している。これは、国費に県費を付け加える形であり、市町村は3分の1の持ち出しで使うことができるという仕組みである。このように県費も入れ、県内市町村の要望を取りまとめて国費も活用する形でサポートを行っている。また、県で使用している事務関係の補助として、市町村で言うスクールサポートスタッフという外部人材の導入等も市町村と一体となり、県費を一部入れる形で導入しているところである。正確な出退勤の把握については、県では「勤次郎」というスマホで簡単に操作できるものを使用している。市町村では、タイムレコーダーを導入するなど実情の差はあるが、県でも試行錯誤を積み重ね、蓄積した知見で少しでも参考になるものがあれば情報提供を行い、共に歩みを進めていきたいと考えている。</p>
竹中委員	<p>情報共有しながら、良いものはどんどん取り入れて、弱いところがあれば支援していくような姿ができるのであればよい。</p>
森口委員	<p>市町村から様々な意見を聞いたが、働き方改革に特化したものとして、具体的な提案を盛り込んでもらえると現場としてやりやすいという話が出た。市町村の特色を踏まえた提案ができると、現場は先ずそこに向かって取り組んでいくという一本の決め方ができ、もう少し現実的かつ具体的に指導が行き届くのではないかと。また、連携を図るということは、縦軸横軸だと思うが、何かを通ず時にはスピーディーさが大切となる。フットワークが良くないと、事態が違う方向に行くなどして、なかなか進まないことになってしまう。一つ</p>

	<p>のことに對して、複数の課が關係した場合に、お互いに横連絡ができれば、これはどこが専門なのか、どこにアクションを起こせばいいのかが分かる。自分の仕事は減らしたい一方かもしれないが、スピーディーという観点からいくと、知恵を共有することでスムーズに連携を図って対応していくことができるのではないかと。</p>
<p>(3) 県立学校の教科書採択について</p>	
<p>学校支援課長</p>	<p>県立学校の教科書採択についてご報告とお願いをさせていただく。資料26頁をご覧ください。資料26頁には、来年度の県立学校が使用する教科書の今後の採択日程について記載をしている。次回、8月の定例教育委員会において、各県立学校の教科書選定結果をお示しするため、教科書採択についてご審議をいただきたいと考えている。資料27頁から資料104頁は、高等学校用教科書の目録であり、現在、各県立学校において教科書選定委員会が開催され、一覧の中から来年度使用教科書の選定を行っているところである。なお、今年度新たに追加された教科書はないため、昨年度と同じ目録となっている。資料48頁から資料49頁の上部には、数学Iの教科書が20点記載されている。各教科書会社からは、約3～5種類の教科書が出ており、各学校が実態に応じて選択できるように、難易度等を含めた種類が出ているという状況である。例えば、選抜性の高い大学を目指す生徒が多い普通科高校では、発展的な内容が多いことや、問題や演習が多いことなどから、ページ数が多い教科書を選ぶ傾向がある。一方で多様な進路（就職、専門学校、4大、短大）を選択できる学校、或いは専門学校（専門教科がたくさんある）においては、例えば、数学の基礎・基本の定着が図りやすいことを第一に教科書を選ぶという傾向がある。また、もう一つの例として、資料66頁から資料77頁に記載されている英語のコミュニケーションIという教科書が挙げられる。31点の教科書があり、単語の数が多い教科書で8000語以上、比較的身近な話題が多い教科書では2000語～3000語と程度という差がある。これは、各学校の実態や言語活動の進め方に応じて選別することになっている。本日、参考までに数学Iやコミュニケーション英語I等についての教科書を並べているため、お時間のある時に手に取っていただくと有難い。本来であれば、他の教科についても教科書の実物を紹介するべきだが、あまりにも数が多いため控えさせていただいた。岐阜県図書館や総合教育センターにも全ての教科書が用意されているので参考にさせていただきたい。</p>
<p>特別支援教育課長</p>	<p>資料105頁から106頁が特別支援学校の「選んだ一般図書資料」となっている。資料105頁に記載漏れがあったため、訂正をお願いしたい。「段階」と記載されている欄の②には数字が記載されているが、その他にも全て数字が入る。①、③、④は2～3、⑤は4、⑥は1～2という段階であり、1～3が小学部段階、4が中学部段階となっている。段階の1が一番障がいの程度が重い児童生徒たちが使う教科書であり、4になるにしたがい、だんだんと障がいの程度が軽くなる児童生徒が使う教科書となっているため、一般図書の中から児童生徒の実態に応じた教科書を選び使用している。</p>
<p>学校支援課長</p>	<p>教科書採択における公正確保の徹底については、例年採択権者の皆様には重々お願い申し上げているところである。資料107頁にあるように、教育委員の皆様には、「教科書採択における公正確保の徹底等について」という依頼文をご覧くださいとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、委員の皆様、或いは配偶者の方もしくは三親等以内の親族に利害関係（教科採択に関わる会社、教科書の執筆者など）がある場合は、採択協議に関わる議事に加わることができないため、自己申告書にご署名いただき、この後提出いただきたい。</p>
<p>事務局報告（その他）</p>	
<p>(1) 令和元年第3回岐阜県議会定例会議における審議結果について</p>	

ホームページ公開用

教育総務課 長	資料110頁をご覧ください。会期が17日間設定された中で、教育委員会に係る議案はなかった。なお、一般質問の状況については、資料110頁から記載しており、9名の議員の方から教育行政に関わる質問をいただいた。川崎市で起きた殺傷事件を受けた対応や、小学校における教育体制では、英語必修化を見据えた取組みなどについてのご質問いただき、その答弁内容については、資料113頁以降に記載されているため、お目通しいただきたい。
(2) 第3回教育警察委員会の概要について	
教育総務課 長	議会開催中の常任委員会の概要として、資料126頁から資料129頁に主なやりとりを記載している。議案は無く、何点か報告をしたことについての質疑や、議員の方々の関心事についての質問に対し、それぞれ回答を行ったものである。
(3) 岐阜県における全国レベルの表彰について	
教育総務課 長	スポーツ部門での成績があり、資料130頁に記載している。
(4) 令和元年度教育委員行事予定について	
教育総務課 長	資料131頁から資料132頁に、現状における教育委員会の行事予定を記載している。7月8日、9日に全国都道府県連合会総会があり、野原委員に出席していただく予定であったが、様々な事案があり、不参加になったため訂正をする。その他、来月以降の定例教育委員会の予定等も記載しているためご確認いただきたい。
報第1号 職員の表彰について（非公開案件）	
教職員の退職時の表彰について諮り、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第1号 岐阜県教育功労者表彰について（非公開案件）	
岐阜県教育功労者の表彰について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第2号 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について（非公開案件）	
岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第3号 懲戒処分について（非公開案件・事務局限定）	
教職員の懲戒処分について諮り、可決された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
閉会	
午後3時35分、閉会を宣言する。	

ホームページ公開用

上記会議録は正当であることを認め署名します。

教 育 長

書 記

